

更新時講習会

# 近時求められる貸金業者の法務・コンプライアンス 対応上のポイント

2024年2月

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 小田 大輔

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

# 目次

---

1. 2023事務年度の貸金業者監督上の重点事項
2. 成年年齢の引下げへの対応
3. 個人情報保護法改正（金融分野GL改正）への対応
4. マネー・ローンダリング等対策
5. その他近時のトピック



# 2023事務年度の貸金業者監督上の重点事項

# 2023事務年度の貸金業者のモニタリング方針

## 【昨事務年度の実績】

- 財務局及び都道府県において、貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護等を図るため、貸金業法等関連法令に基づき登録制度の運用を行うとともに、業務規制等を踏まえたモニタリングを行った。特に、2022年4月の成年年齢引下げを踏まえたモニタリングを行った。

## 【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業法等関連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリングを適切に実施するほか、成年年齢引下げを踏まえたモニタリングを行う。

## 業態横断的モニタリング方針（(2) 利用者目線に立った金融サービスの普及）

### ③ 多重債務問題への対応等

多重債務者発生防止のため、注意喚起を関係機関と連携して行うとともに、成年年齢引下げを踏まえた若年者対応を含め、金融機関の取組を促していく。その際、コロナ後の経済環境や個人の消費行動が資金需要者の借入行動に与える影響等、コロナ後の動向について注視する。

また、SNS等を利用した個人間融資のほか、商品の売買やファクタリングを装い金銭の貸付を行うものなど、ヤミ金融の新たな手口に対しては、注意喚起を強化するとともに、捜査当局との連携により厳正に対処していく。

# コンプライアンスに関する近時の留意点

---

① 金融行政方針でも取り上げられている成年年齢の引下げへの対応

加えて、

② 2022年に施行された改正個人情報保護法への対応  
ー特に貸金業者においては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（金融分野GL）の改正点に留意ー

③ 今なお取組みの高度化が求められ続けるマネー・ローンダリング等対策

④ その他近時のトピック



# 成年年齢の引下げへの対応

# 民法改正（成年年齢の引下げ）の概要

## 1. 成年年齢の引下げ

- 年齢十八歳をもって、成年とする（改正民法4条）
- 成年年齢の意味：
  - (1) 一人で有効な契約をすることができる年齢
  - (2) 親権者の親権に服することがなくなる年齢

## 2. 婚姻適齢

- 婚姻は、十八歳にならなければできないものとする（改正民法731条）
- それに伴い、未成年者の婚姻への父母の同意、成年擬制を廃止

## 3. 養親となる者の年齢

- 20歳に達した者は、養子をすることができるものとする（改正民法792条）

## ■ 施行期日

- 令和4年4月1日から施行

### 政府の方針

- 若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、貸金業者に対する当局の検査・監督や日本貸金業協会の監査を通じて貸金業法を遵守させることに加え、貸金業者による自主的な取組の状況を把握し、これを推進していく必要がある。

# 「成年年齢引下げを踏まえた対応について」

日本貸金業協会は2022年2月16日に声明を公表

- ✓ 若年者への貸付けに関してはより丁寧な返済能力調査を行うため、協会の社内規則策定ガイドラインに、当分の間、下記の規制を盛り込むこととした。協会は、監督当局とも連携しながら、協会員への指導・監査を通じて、当該規制の遵守状況を確認していくこと等により、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、全力で取り組むことを表明



1. 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、貸付額にかかわらず、収入の状況を示す書類の提出又は提供を受けてこれを確認するものとする。また、当該書類は、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日まで保存するなど、貸金業法施行規則第10条の18第2項の規定に沿って保存するものとする。
  - 注1) 貸金業法第13条第3項に規定する金額を下回る額の貸付契約における収入の状況を示す書類については、必ずしも年収証明書である必要はなく、客観的に収入を確認できる書類であって信ぴょう性・妥当性があるものであればそれでも差し支えない。
  - 注2) 若年者又はその家族の医療費や、緊急に必要となる資金（10万円以下、かつ返済期間3ヶ月以内）の貸付けについては、若年者に対し、その事情を十分に聞き取り、貸付けの可否やその内容を適切に判断する。なお、法令に従い、顧客から疎明資料（医療機関からの医療費の請求書又は見積書、緊急に必要となる資金の支払いに係る領収書その他の資金の用途を確認することができる書面）の提出又は提供を受け、適切に保存する。
2. 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、資金用途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等について注意喚起を行い、不自然な点が見受けられる場合には聴き取りを行う等、より慎重な調査を行うものとする。
3. 成年年齢が引き下げられた旨の表現内容を用いる等、ことさら若年者を対象にした広告・勧誘を行わないものとする。



---

# 個人情報保護法改正（金融分野GL改正）への対応

# 安全管理措置 - 金融分野GLの改正 -

## 第8条 安全管理措置（法第23条関係）

1. 金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等（注：漏えい、滅失又は毀損）の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。【「物理的安全管理措置」と「外的環境の把握」を追加】

当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。（略）

8. （略）

### （物理的安全管理措置）

- ① 個人データの取扱区域等の管理
- ② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ③ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ④ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄



「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（**安全管理実務指針**）で詳細化

# 物理的安全管理措置 - 安全管理実務指針の改正 -

## 4-1（個人データの取扱区域等の管理）

- ① 個人データ等を取り扱う重要な情報システムの管理区域への入退室管理等
- ② 管理区域への持ち込み可能機器等の制限等
- ③ のぞき込み防止措置の実施等による権限を有しない者による閲覧等の防止

## 4-2（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

- ① 個人データを取り扱う機器等の施錠等による保管
- ② 個人データを取り扱う情報システムを運用する機器の固定等

## 4-3（電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止）

- ① 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等
- ② 書類等の封緘、目隠しシールの貼付等

## 4-4（個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄）

- ① 容易に復元できない手段によるデータ削除
- ② 個人データが記載された書類等又は記録された機器等の物理的な破壊等

# 漏えい等報告等 -金融分野GLの改正-

## 第11条 個人データ等の漏えい等の報告等（法第26条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。

1. 金融分野における個人情報取扱事業者は、**施行規則第7条各号に定める事態**を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては金融庁長官等、法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等）に**報告**しなければならない。  
また、金融分野における個人情報取扱事業者は、**その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令に従って、監督当局に報告しなければならない。**
2. 金融分野における個人情報取扱事業者は、**次に掲げる事態**（前項に規定する事態を除く。）を知ったときは、**同項の規定に準じて、監督当局に報告することとする。**
  - ① **その取り扱う個人情報**の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - ② その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等（法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。次項において同じ。）又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

# 本人への通知等 -金融分野GLの改正-

第11条 個人データ等の漏えい等の報告等（法第26条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。

3. 金融分野における個人情報取扱事業者は、**施行規則第7条各号に定める事態**を知ったときは、通則ガイドライン3-5-4（本人への通知）に従い、**本人への通知等**を行わなければならない。

また、金融分野における個人情報取扱事業者は、**次に掲げる事態**（施行規則第7条各号に定める事態を除く。）を知ったときも、**これに準じて、本人への通知等を行うこととする。**

- ① その取り扱う個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ② その取り扱う個人情報（仮名加工情報である個人情報を除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③ その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態



# マネー・ローンダリング等対策

# 金融庁（総政局長・監督局長）要請（令和3年4月28日）

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る 態勢整備の期限設定について」

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という）については、各金融機関においてリスクベース・アプローチに基づき、鋭意取り組んでいただいているものと認識しています。

引き続き、実効的なマネロン・テロ資金供与対策を実施していただくため、令和3年2月に改正した「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」の全項目につきまして、ご対応をお願いいたします。

また、本文書をもって改めて下記を要請いたしますので、貴協会におかれては、加盟金融機関に対して、適切かつ迅速に必要な対応を講じるよう、周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、金融庁・財務局としては、下記の要請事項に係る各金融機関の取組状況について、検査やモニタリングを通じて確認していくほか、仮にマネロン・テロ資金供与対策に問題があると認められた場合には、法令に基づく行政対応を含む対応を行う場合があることを予めご承知願います。

### 記

各金融機関が、「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、態勢を整備すること。

上記の態勢整備について、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ること。

## 金融庁ガイドラインで対応が求められる事項の例

項目	対応が求められる事項
リスクの 特定・評価	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ <u>国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定し、そのリスクの評価を実施すること</u></li><li>✓ <u>リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること</u></li><li>✓ <u>リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること</u></li></ul>
顧客受入 方針	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ <u>顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること</u></li></ul>



# 金融庁ガイドラインで対応が求められる事項の例

項目	対応が求められる事項
<b>取引時確認</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、<u>信頼に足る証拠</u>を求めてこれを行うこと</li> <li>✓ <u>信頼性の高いデータベースやシステムを導入</u>するなど、<u>金融機関等の規模や特性等に応じた合理的な方法により</u>、<u>リスクが高い顧客を的確に検知</u>する枠組みを構築すること</li> </ul>
<b>継続的顧客管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む<u>継続的な顧客管理の方針</u>を決定し、実施すること</li> <li>ロ. 各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、<u>継続的に検討</u>すること</li> <li>ハ. 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること</li> <li>ニ. <u>各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認</u>に加え、<u>定期的な確認</u>に関しても、<u>確認の頻度を顧客のリスクに応じて異に</u>すること</li> <li>ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること。特に、取引モニタリングにおいては、<u>継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映</u>すること</li> </ul> </li> </ul>

## 金融庁ガイドラインで対応が求められる事項の例

項目	対応が求められる事項
経営陣による主導	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、<u>経営陣の主導的な関与があること</u></li> <li>✓ 経営陣が、職員へのマネロン・テロ資金供与対策に関する<u>研修等</u>につき、自ら参加するなど、<u>積極的に関与すること</u></li> </ul>
内部監査計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 以下の事項を含む<u>監査計画</u>を策定し、<u>適切に実施すること</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の適切性</li> <li>ロ. 当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等</li> <li>ハ. 職員に対する研修等の実効性</li> <li>ニ. 営業部門における異常取引の検知状況</li> <li>ホ. 検知基準の有効性等を含むITシステムの運用状況</li> <li>ヘ. 検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況</li> </ul> </li> </ul>
研修・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>取引時確認等を含む顧客管理の具体的方法について、職員が、その役割に応じて的確に理解することができるよう、分かりやすい資料等を用いて周知徹底を図るほか、適切かつ継続的な研修等を行うこと</u></li> <li>✓ <u>研修等の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により確認し、新たに生じるリスク等も加味しながら、必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直すこと</u></li> </ul>

## 継続的顧客管理の手法

### 【取組が進んでいる事例】

- 顧客の実態把握に当たっては、アンケート送付のみならず、来店時の店頭での確認、担当者の往訪、ネットバンクでの周知・情報収集、コールセンターでの情報収集、ATM 利用時の取引明細への印字による告知等、多くのチャネルを使って、顧客への働きかけや情報収集を行っている。
- 各種調査を行う際、事務センター等で業務を集中することにより、担当者のスキルの維持・向上が図られている。また、事務センター等では、電話によるコンタクトも多いことから、顧客接点時に顧客情報の最新性を保つために、顧客情報の変更有無等を確認している。

参考：金融庁「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」



# その他近時のトピック

# 参考：利息、保証料等に係る制限等

## ② 法令等を踏まえた利息、保証料等の制限等に係る実施態勢の構築

- イ. 役職員が社内規則等に基づき、利息、保証料等の制限等に係る取扱いを適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ロ. 貸付けに係る契約を締結するとき、以下の点に留意して、契約内容の確認等を行う態勢の整備がなされているか。
  - a. 法第 12 条の 8 第 2 項に規定する「みなし利息」についても利息に含めて貸付けの契約を締結しているか。
  - b. 法第 12 条の 8 第 2 項に規定する「契約の締結及び債務の弁済の費用」、施行令第 3 条の 2 の 2 に規定する「利息と見なされない費用」及び第 3 条の 2 の 3 に規定する「利用料」は、実費相当額（法令上の上限がある場合にはその範囲内）となっているか。
  - c. 債務履行担保措置に係る契約を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを貸付けに係る契約の条件とする場合、当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額と利息を合算した金額が、利息制限法に規定する金額を超えないものとなっているか。
  - d. 同一の債務者に追加的に貸付けを行うにあたっては、利息制限法の上限利率は、同法第 5 条に基づき、債務者の自社貸付残高に応じて変化することを踏まえ、利率を決定しているか。
  - e. 保証業者と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により、当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無及び当該保証料の額を確認しているか。また、確認に関する記録を作成し、保存しているか。
  - f. 施行規則第 10 条の 13 に規定する保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを貸付けに係る契約の締結の条件とはしない措置を講じているか。
  - g. 保証業者と根保証契約を締結する際に、当該根保証契約が施行規則第 10 条の 14 に規定するものであるときは、当該根保証契約の締結をしない措置を講じているか。
  - h. 金銭の貸借の媒介を行った貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該貸付けに係る契約の更新（施行規則第 10 条の 15 の規定を含む。）があったときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払いの要求をしない措置を講じているか。

## ③ 内部管理部門等による実効性確保のための措置

利息、保証料等に係る契約の締結等に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適正な利息、保証料等に係る契約の締結等その実効性が確保されているか。

**ご清聴ありがとうございました。**

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 小田 大輔

〒100-8222 東京都千代田区丸の内2-6-1  
丸の内パークビルディング  
TEL 03-6266-8725  
FAX 03-6266-8625  
daisuke.oda@mhm-global.com

**ご質問・ご意見等は、上記までお寄せください。**